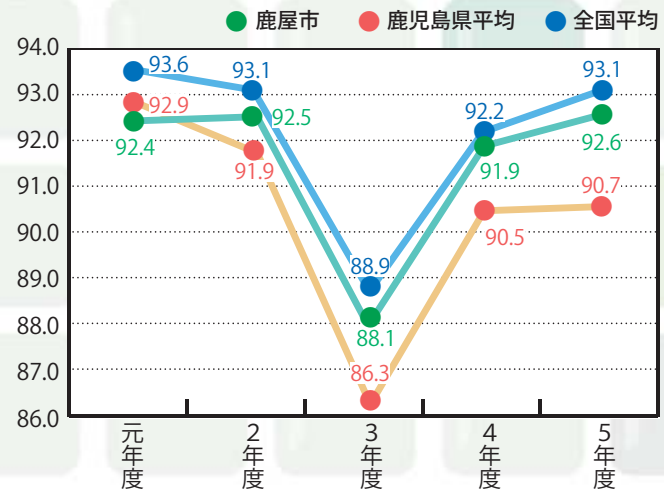


06 経常収支比率 92.6%

財政構造の弾力性を判断する指標で、人件費・扶助費のように毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源の額が、地方税・普通交付税のように毎年度経常的に収入される一般財源等の額に占める割合です。比率が低いほど政策的・臨時的にお金を支出する余裕のある状態を示します。令和5年度の全国平均が93.1%、県平均が90.7%、本市は92.6%となっています。

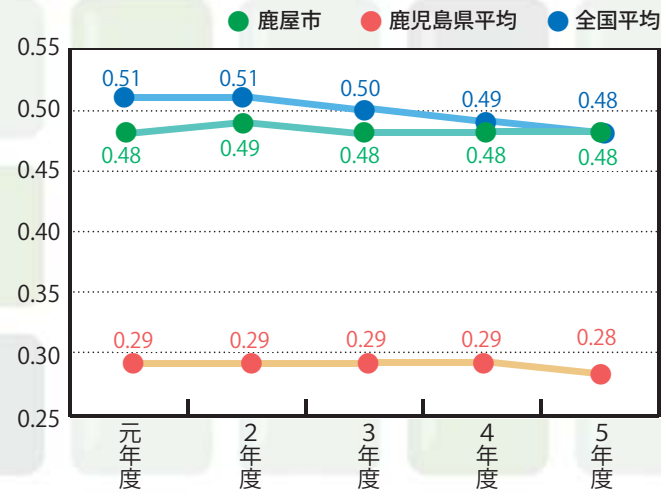


05 財政力指数 0.48%

地方公共団体の財政力を判断する指標で、「基本的な財政運営を行うための経費」を「市税などの独自の収入」でどれだけ賄えているかを示す数字です。

一般的に「1」に近いほど、さらに「1」を超えるほど財政力が強いとされています。

令和5年度の全国平均が0.48%、県平均が0.28%、本市は0.48%で全国平均と同じ財政力です。



08 健全化判断比率 & 資金不足比率

地方公共団体の財政を適正に運営することを目的とした財政健全化法に基づき、「健全化判断比率」と公営企業の「資金不足比率」を公表します。

令和5年度は、いずれも国の定める基準を下回っており、本市の財政は健全な状態にあるといえます。

◎ 健全化判断比率

指数項目	令和5年度	令和4年度	内容
実質赤字比率	— (黒字)	— (黒字)	一般会計等の赤字の程度を示す比率
連結実質赤字比率	— (黒字)	— (黒字)	全ての会計の赤字の程度を示す比率
実質公債費比率	5.5%	5.8%	収入に対する公債費の占める割合を示す比率
将来負担比率	— (将来負担なし)	— (将来負担なし)	実質的な借金残高から将来財政への圧迫度を示す比率

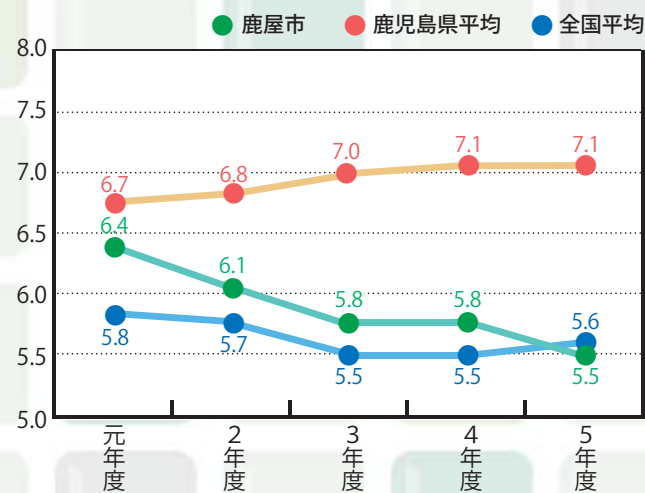
◎ 資金不足比率

指数項目	令和5年度	令和4年度	内容
資金不足比率	— (資金不足なし)	— (資金不足なし)	公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

07 実質公債費比率 5.5%

借入金の返済額等の大きさから、資金繰りの危険度を図る指標です。家計に例えると、年収に対する借金返済額の割合で、数値が低いほど財政状況は健全であるといえます。

令和5年度の全国平均が5.6%、県平均が7.1%、本市は5.5%となっています。



03 特別会計と企業会計

市の会計には、一般会計とは別に特定の収入で特定の支出を賄う「特別会計」と「企業会計」があります。

特別会計と企業会計は、事業の収支を明確にするため、それぞれの会計で決算が行われており、本市では右表の事業が該当します。

◎ 特別会計及び企業会計の決算

会計名	歳入(A)	歳出(B)	差引(A-B)
国民健康保険事業	120億5,896万円	114億6,603万円	5億9,293万円
後期高齢者医療	14億9,613万円	14億8,607万円	1,006万円
介護保険事業	123億1,709万円	118億2,390万円	4億9,319万円
合計	258億7,218万円	247億7,600万円	10億9,618万円

会計名	歳入	歳出	
水道事業	収益的	17億4,822万円	15億5,808万円
	資本的	2,914万円	7億9,630万円
下水道事業	収益的	9億3,471万円	8億3,326万円
	資本的	3億7,577万円	6億9,605万円

04 補助金の状況

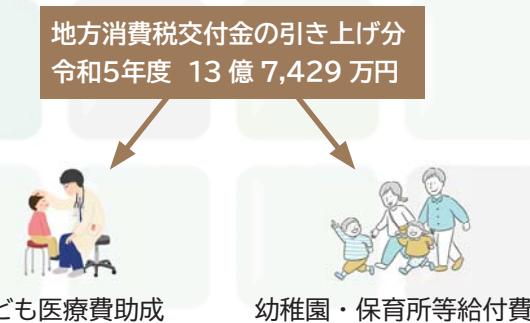
令和5年度一般会計における補助金の歳出決算額は26億3,925万円で、次の事業等に支出されています。

区分	金額	内訳
議会費	451万円	政務活動費
総務費	1億6,104万円	総合交通対策事業(1億1,577万円)、地域コミュニティ推進事業(1,524万円)など
民生費	4億374万円	地域子ども・子育て支援事業(1億2,961万円)、子育て支援施設整備事業(1億1,448万円)など
衛生費	3億5,643万円	小型合併処理浄化槽設置整備事業(1億8,336万円)、水道事業会計補助金(8,475万円)など
労働費	4,139万円	シルバー人材センター補助事業(2,201万円)、勤労者サービスセンター事業(1,300万円)など
農林水産業費	6億2,266万円	畜産クラスター事業(1億4,348万円)、畜産経営緊急支援対策事業(9,593万円)など
商工費	2億621万円	企業誘致・サポート推進事業(9,739万円)、新商品開発等設備導入支援事業(3,691万円)など
土木費	6億5,181万円	下水道事業会計補助金(5億4,452万円)、支え愛ファミリー住宅改修応援事業(4,488万円)など
消防費	138万円	災害につよいまちづくり事業(138万円)
教育費	1億9,008万円	学校給食費負担軽減事業(1億6,006万円)、競技スポーツ推進事業(1,161万円)など

様々な税金の使われ方

■ 地方消費税交付金増収分の使われ方

平成26年4月及び令和元年10月に消費税率(国・地方)が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分は、その使い道を明確化し、社会保障に要する経費に充てるものとされています。令和5年度の地方消費税交付金のうち引き上げ分は、子ども医療費助成や幼稚園・保育所等給付費など子育て支援に関する事業の財源の一部として活用しています。



■ 都市計画税の使われ方

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業、又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業の費用に充てるため、都市計画区域内の土地や家屋の所有者に対して課税される目的税です。主に過去に実施した公共下水道整備事業や街路整備事業等に係る市債の償還金のほか、現在実施中の都市計画事業の財源の一部として活用しています。

都市計画税
令和5年度 4億7,349万円

■ 入湯税の使われ方

入湯税は、鉱泉源の保護のための施設整備や観光振興の費用に充てるための目的税で、温泉(鉱泉浴場)の入湯客に負担していただくものです。

入湯税
令和5年度 11万円